

秋田市屋外広告物条例施行規則一部改正の調査および審議について

秋田市屋外広告物条例（平成8年秋田市条例第42号）第25条第2号の規定に基づき、次の事項について調査および審議を求めます。

記

1 調査および審議事項

秋田市屋外広告物条例施行規則一部改正の調査および審議

2 調査および審議対象

別紙のとおり

景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議について

秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例（平成14年秋田市条例第25号）第9条第2項第2号および秋田市景観条例（平成21年秋田市条例第29号）第13条第1項の規定に基づき、次の事項について調査および審議を求めます。

記

1 調査および審議事項

景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議

（景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議について）

2 調査および審議対象事前協議

別紙のとおり